

第 4 次京田辺市総合計画『中期まちづくりプラン』
策定方針

令和 5 年 2 月
京 田 辺 市

第4次京田辺市総合計画『中期まちづくりプラン』策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に第4次京田辺市総合計画（2020年－2031年）を策定し、「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指したまちづくりを進めています。

策定後においては、新型コロナウイルス感染症が社会に大きな変化をもたらすとともに、超高齢化・少子化社会の一層の進展や全国的な人口減少時代の本格的な到来、経済のグローバル化、先行きの見通しが困難な社会経済情勢など、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しい状況が続いています。

本市においても、市民の誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりや将来に向けた都市基盤の整備など、多種・多様な市民ニーズの変化への的確かつ計画的な対応が求められているところです。

こうした状況を踏まえ、現行のまちづくりプランが令和5年度に計画期間の終期を迎えることから、次世代を見据えたまちづくりの指針として、令和6年度を始期とする新たな計画を策定します。

2 基本計画の名称

計画の名称は、「第4次京田辺市総合計画『中期まちづくりプラン』」（以下、「中期まちづくりプラン」という。）とします。

3 総合計画の構成と期間

（1）計画の位置づけ

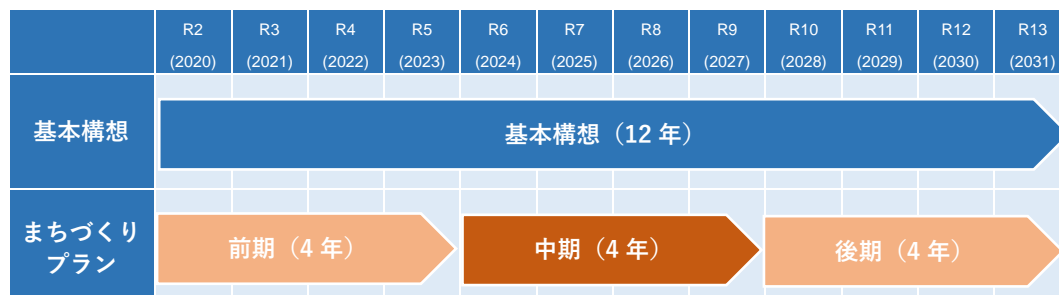
中期まちづくりプランについては、「第4次総合計画基本構想」に基づき現行のまちづくりプラン（前期まちづくりプラン）に引き続き策定するものとし、新たな社会潮流や社会動向を反映したものとします。



(2) 計画期間

中期まちづくりプランの期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

市長の任期と計画期間を整合することにより、市長のマニフェスト（選挙公約）との連動性を確保するとともに、社会経済情勢や市政運営環境の変化にも柔軟に対応でき、よりの確な市民ニーズを反映した計画とします。



(3) 計画の方向性

前期まちづくりプランの取組状況を総括した上で、本市が目指す都市像の達成に向けて、市民参画のもと、実現性と実効性を高めた計画を策定します。

4 個別計画等との整合

中期まちづくりプランの策定に当たっては、市の既存の個別計画との整合を図るとともに、本プランと目標年次が重なる「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする、国・府などが策定する計画とも整合を図ります。

5 策定体制

(1) 庁内体制

中期まちづくりプランに関する必要な事項の調査、検討及び協議を行うため、副部長級を基本とする「(仮称)庁内検討会議」の設置や計画策定過程での若手職員の参画など、全庁的な体制で中期まちづくりプランの素案を策定します。

また、「経営会議」において、中期まちづくりプランの策定過程における必要な意見集約、情報提供を行います。

(2) 審議会

本市が抱える行政課題に的確に対応した計画の策定に資するため、行政の各分野に精通した有識者等で構成する審議会を設置し、計画策定に関して、総合的かつ専門的な立場からの意見を聴取します。

(3) 市議会

中期まちづくりプランの策定過程において、市議会（総務常任委員会等）への情報提供を適宜行います。

6 市民参画

令和4年度に実施した市民満足度調査結果や、今後、開催予定の市民参加型のワークショップでの意見を計画策定の基礎資料とするとともに、審議会にも市民委員を登用し、その審議内容を市のホームページで公開します。

さらに、中期まちづくりプランの素案を市のホームページ等で公開し、広く市民から意見（パブリックコメント）を求めます。

7 進捗管理

中期まちづくりプランで掲げた施策の実効性を確保するため、予算編成、事務事業評価、行政改革、組織目標、人事評価、「まちづくりプランレビュー」など既存の行政管理システムを最大限活用した PDCA マネジメントサイクルによる施策の進捗管理を行います。

8 策定スケジュール

令和5年	5月～	重点プロジェクトの検討
令和5年	7月～	分野別計画の検討
令和5年	12月頃	パブリックコメントの実施
令和6年	2月	中期まちづくりプラン策定